

早島町新しい生活様式実践事業者補助金

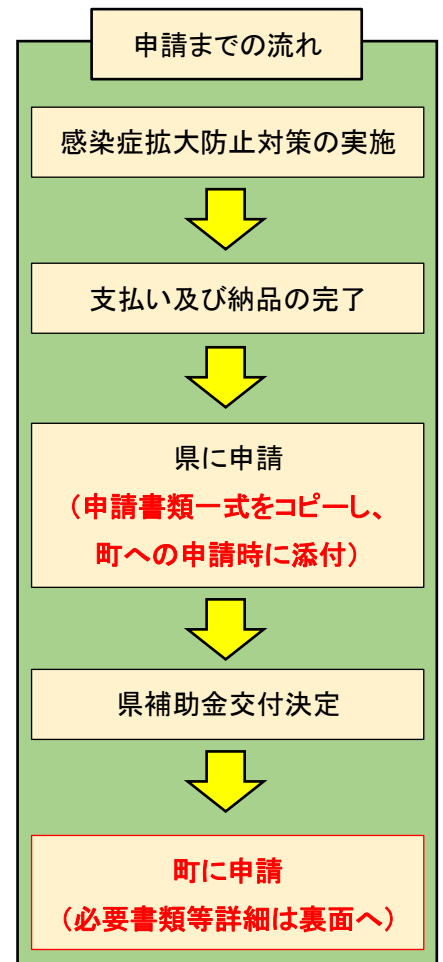
に関するお知らせ（令和2年11月20日版）

早島町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の両立を図るため、業種ごとに作成されている感染症拡大予防ガイドラインに沿って「新しい生活様式」に対応した感染症防止対策を実践する事業者（岡山県「新しい生活様式実践事業者補助金」の交付を受けた事業者）に対し、上乘せ補助金（早島町新しい生活様式実践事業者補助金）を交付します。

事業概要

- 早島町内に事業所等を有する事業者であって、岡山県「新しい生活様式実践事業者補助金」の交付を受けた事業者が対象
- 業種ごとのガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染拡大防止対策であって、早島町内の事業所等を実施した取り組みに要した経費が対象
- 県補助金と町上乘せ補助金の併用により、補助額最大20万円（県補助金上限10万円+町上乘せ補助金上限10万円）
- 町上乘せ補助金の交付を受けるには、県補助金の申請・交付決定が必要
- 受付期間は、令和2年10月1日から**令和3年3月1日まで**

※期間内必着



対象経費

取り組みに要する経費のうち、令和2年4月1日から**令和3年1月31日まで**に支払い及び納品が完了しているもの

(例)

- マスク、消毒液、非接触式検温計等の衛生用品の購入費
- ソーシャルディスタンスを確保するための客席の間仕切り設置費
- オフィス内の事務机へのアクリルボードの設置費
- 3密回避等の新しい生活様式を啓発するポスター製作費

対象外経費

- × 感染防止対策に関係がないもの
- × 汎用性が高く、目的外で使用可能なもの(車両、パソコン等)
- × その他補助金の性質や趣旨、目的に照らして適当でないもの(人件費、振込手数料、公租公課(消費税を含む)等)

	自己負担 0円	自己負担 0円	自己負担 5万円	補助上限額
	自己負担 0円	町上乘せ 補助金 10万円	町上乘せ 補助金 10万円	
	町上乘せ 補助金 4万円			
	県補助金 8万円	県補助金 10万円	県補助金 10万円	
取り組みに要した 経費(対象経費)	12万円の場合	20万円の場合	25万円の場合	

※消費税抜き

申請方法など、詳しくは裏面をご確認ください。

<お問い合わせ>

早島町まちづくり企画課 TEL : 086-482-0612

手続きの流れ

(県補助金、町上乘せ補助金)

- ①感染拡大防止対策を実施し、支払い及び納品を完了させます。
- ②県補助金の交付申請をします。
岡山県新しい生活様式実践事業者補助金の詳細は下記のURLからご確認ください。
<https://www.pref.okayama.jp/page/674598.html>
- ③県補助金の交付決定を受けたら、町上乘せ補助金の交付申請をします。

町上乘せ補助金

対象者	次のすべてに該当する法人及び個人事業者 ●早島町内に事業所等を有する者 ●県補助金の交付決定を受けた者 ●暴力団及びその構成員等でない者
対象経費	町内の事業所等に対して実施される感染症拡大防止対策に要する経費 (県補助金の補助対象経費として認められたものに限る)
補助額	上限10万円 (対象経費と県補助金交付額の差額を超えない額・1事業者につき1回限り)
申請期間	令和2年10月1日から 令和3年3月1日まで ※期間内必着
町上乘せ補助金の申請に必要な書類	1 早島町新しい生活様式実践事業者補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書 2 誓約書 3 県補助金交付決定及び額の確定通知書の写し 4 支払・成果を証する書類 支払日、品目、金額等がわかる領収書等、設備設置・工事を行った場合は写真等 5 営業活動を証する書類の写し 法人:履歴事項全部証明書、直近の法人税の確定申告書別表一等 個人:直近の所得税の確定申告書第一表、営業許可書、開業届等 6 町内に事業所を有することが確認できる書類の写し ※町外に本社がある法人又は町外に在住の個人事業者のみ 固定資産税評価証明書、不動産賃貸借契約書等(5で確認できる場合は不要) 7 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し) 8 本人確認書類の写し ※個人事業者のみ 運転免許証、パスポート、健康保険証等 町上乘せ補助金の申請に必要な書類には、県補助金の申請に必要な書類と重複しているものが多くあります。(上記の4~8など)県補助金の申請の前に、申請書一式の写し(コピー)を取っておいてください。
申請方法及び申請先	【郵便で提出する場合】 (※ 郵送料は申請者の負担となります 。切手の金額をご確認のうえ、投函してください。) 〒701-0303 早島町前潟360-1 早島町まちづくり企画課 ※「 補助金申請書在中 」と朱書きしてください。 【窓口へ持参する場合】 早島町役場庁舎2階 まちづくり企画課 (土日・祝日を除く 8時30分から17時15分まで)

※感染症拡大防止のため原則郵送での提出をお願いします。